

広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務プロポーザル選定基準表

審査項目		評価基準	審査配点(点)	
1	業務実施体制及び企業の評価	体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。 主担当者は、一定程度の実務年数を有する者が配置されているか。	5
		過去の実績	過去5年間において同種又は類似業務の実績があるか。	5
2	提案内容の評価	最新の障がい福祉動向の理解度	最新の国等の障がい福祉施策への理解や本町の施策等に対する理解があるか。	10
		スケジュール	計画書の作成までのスケジュールは適正か。	10
		基本方針	業務の目的を理解し、本町の現状及び特性に即した提案になっているか。	10
		調査業務	現計画を踏まえ、次期計画のための課題を把握しやすい調査及び分析方法が提案されているか。	10
		計画書の構成	策定に係るポイント等、分かりやすい構成が提案されているか。	10
	策定委員会の運営支援	効果的な委員会運営支援の提案がされているか。	10	
3	プレゼンテーション・ヒアリング		説明は分かりやすく、理論的で説得力を有しているか。	5
			質問に対し、的確な回答を得られたか。	5
4	見積金額	見積価格順位と最低価格者との価格差を勘案し、評価点を算出。 1位(最低見積額)を20点とし、2位以下については、次の式により算出することとします。 (1位の見積額/当該見積事業者の額)×20点	20	
合計点数			100	

1 採点区分(番号1～3までの審査項目)

A:特に優れている ×1.0倍 B:優れている ×0.8倍 C:普通 ×0.6 D:やや不足している ×0.4 E:不足している ×0.2

2 合格基準点は60点とする。